

金沢市都市計画マスタープラン

～ 都市計画に関する基本的な方針 ～

第3回策定委員会資料

平成20年3月28日

平成 19 年度 金沢市都市計画マスタープラン 目次

前回までの提示、協議部分

序 計画策定にあたって	序-1
序 - 1 計画の概要	序-1
序 - 2 既定計画策定以降の都市づくりの取り組み	序-4
第 1 章 都市づくりの視点と課題	1-1
1 - 1 現行の都市計画マスタープランにおける視点・課題等	1-1
1 - 2 今回の改訂にあたっての視点	1-2
(1) 時代の潮流から考慮すべき要素	1-3
(2) 上位関連計画から考慮すべき要素	1-8
(3) 市民意向から考慮すべき要素	1-11
1 - 3 今回の改訂にあたっての課題	1-18
第 2 章 都市の将来像	2-1
2 - 1 都市づくりの基本テーマ	2-1
2 - 2 都市づくりの目標	2-2
2 - 3 将来に向けた都市づくりのあり方	2-4
(1) 将来の都市像	2-4
(2) 公共交通政策を介した都市構造の集約化の考え方	2-17

今回の提示、協議部分

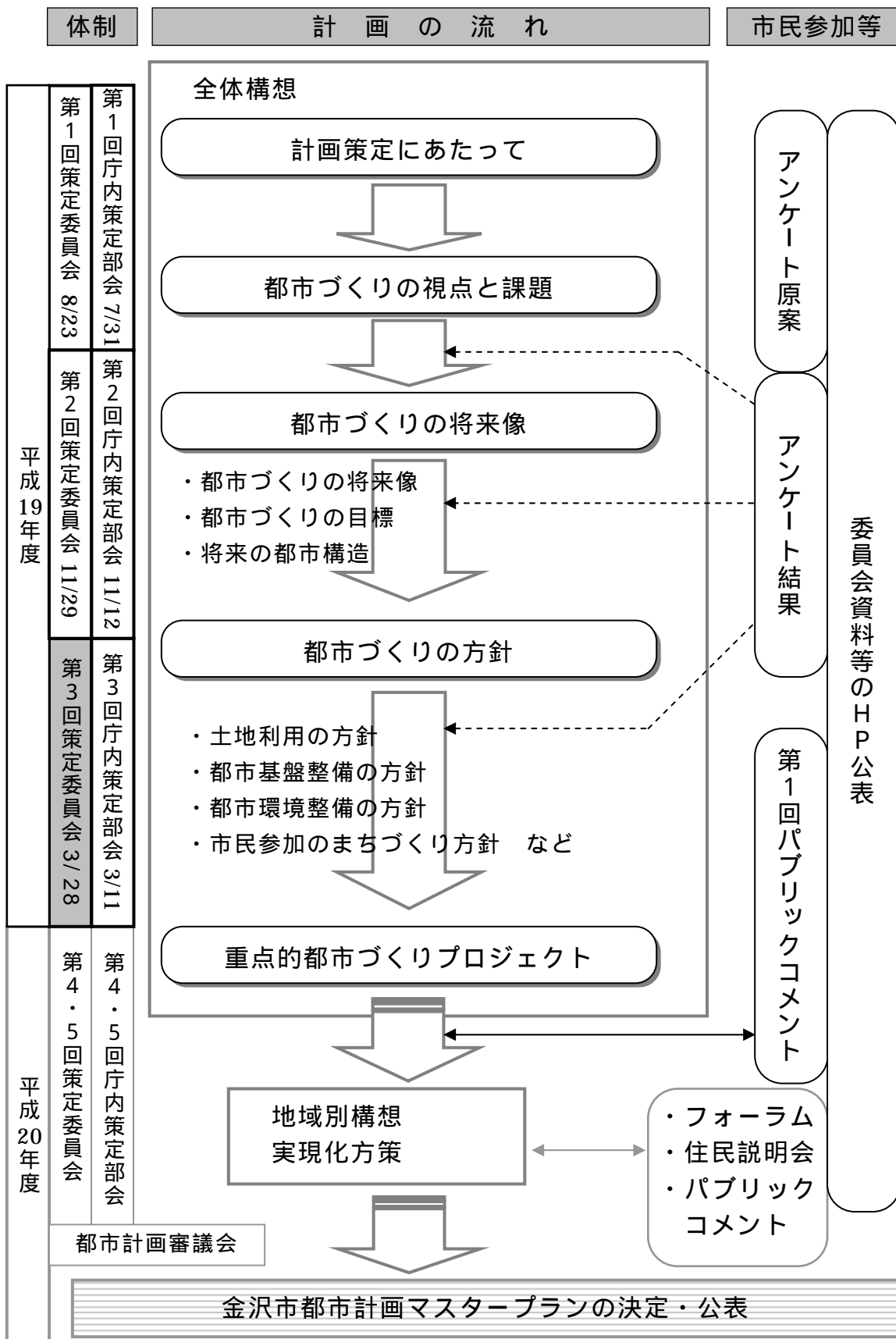
第 3 章 都市づくりの方針	3-1
3 - 1 土地利用の方針	3-1
(1) 土地利用区分	3-1
(2) 土地利用の配置方針	3-2
1) 住宅地	
2) 商業・業務地	
3) 工業地	
4) 沿道複合地区	
5) 農業環境保全活用地区	
6) 自然環境共存地区	
7) 自然環境保全地区	
3 - 2 都市整備の方針	3-6
(1) 市街地整備の方針 (市街地基盤づくり)	3-6
1) 中心市街地	
2) 都心軸	
3) 一般市街地	

(2) 道路交通整備の方針（道路交通体系づくり）3-10
1) 道路（広域道路、都市内道路、生活道路）	
2) 公共交通（バス、鉄道、新しい交通システム等）	
3) 自転車・歩行者	
4) その他交通施設（駅前広場、駐車場、港湾）	
(3) 公園緑地整備の方針（憩いの場づくり）3-18
1) 公園・緑地・その他緑の整備、保全。活用の考え方	
2) 豊かな自然の保全活用	
3) 公園緑地の配置方針	
4) 都市全体の緑の環境向上のために	
(4) 農地と森林の整備、保全、活用の方針（農林基盤づくり）	...3-22
1) 農地の整備、保全、活用の考え方	
2) 森林の整備、保全、活用の考え方	
3 - 3 都市環境整備の方針3-23
(1) 都市景観形成の方針（景観づくり）3-23
1) 都市景観形成の目標	
2) 市民との協働による景観づくり	
3) 景観形成の方針	
(2) 安全安心都市づくりの方針（安全安心な環境づくり）3-28
1) 都市防災	
2) 安全安心な水辺空間の活用	
3) 防犯	
4) バリアフリー	
5) 地球環境保全	
(3) 主な供給処理施設整備の方針（生活基盤づくり）3-32
1) 上水道	
2) 下水道	
3) ガス	
4) ごみ処理施設	
(4) 公共公益施設整備の方針（市民生活を支える施設づくり）	3-33
1) 医療・高齢者福祉施設	
2) 学校施設	
3) 生涯学習施設	
3 - 4 市民参加・協働のまちづくり方針3-34
1) まちづくりルールの普及	
2) コミュニティ活動の支援	
3) その他市民活動の支援	
4) 市民とともに歩むために	

次回の提示、協議部分

第4章 重点的都市づくりプロジェクト

図 - 計画策定の流れとスケジュール予定



第3章 都市づくりの方針

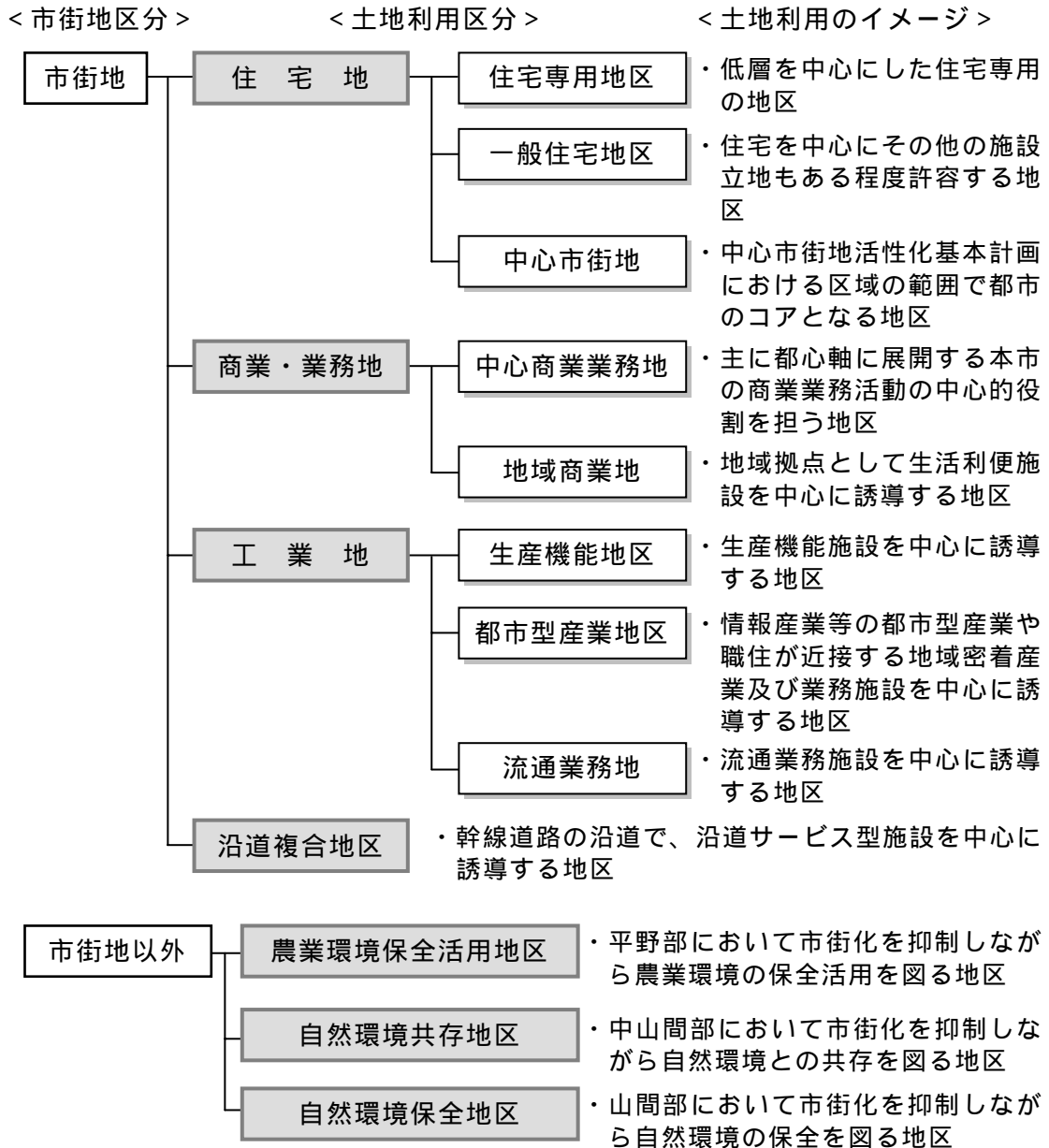
3 1 土地利用の方針

赤字：市民意向調査結果からも裏づけられる課題

《関連する都市づくりの課題》

- ・ **適正な市街地規模への誘導**
- ・ まちなかにおける定住の促進と低未利用地の活性化
- ・ 北陸新幹線金沢開業を見据えた適正な土地利用の誘導
- ・ **建築物高さの混在解消**
- ・ 歴史性に配慮した低層戸建て住宅供給の促進
- ・ 市街化調整区域の適正な土地利用の規制・誘導と集落機能の維持
- ・ 農林業の充実等による都市周辺の農地や山林の環境維持
- ・ 海・山・川など自然環境の保全
- ・ 周辺市町村との連携による土地利用適正化の推進

(1) 土地利用区分



(2) 土地利用配置の方針

- ・金沢独自の地形・風土の骨格を守りながら、自然と都市が調和・共存する成熟した都市形成を促すため、賑わいを創出し、住まい、働き、生産する場としての各種土地利用を計画的かつ適切に配置します。
- ・今後は、原則として市街地の拡散につながるような新たな市街化区域の拡大は原則として行わないものとし、土地利用区分ごとの基本的な配置方針を次のように定めます。

1) 住宅地

- ・住宅地は、都市構造上の中心市街地及び市街地ゾーンの内、外環状道路の内側を基本として、現況の住宅とその他の建物の混在度合い及び住宅地としての将来的土地利用の方向性を勘案して、次の各地区を配置します。

中心市街地（図示は橙）

- ・中心市街地活性化基本計画に位置づけられる区域の内、都心軸周辺を除く住宅地を「中心市街地」として配置し、歴史性に根ざした金沢らしい居住を目指す地区として位置づけます。

住宅専用地区（図示は緑）

- ・主として中環状道路と外環状道路の間において、戦後住宅用地の造成を目的に土地区画整理事業等により計画的に整備された住宅系市街地及びその周辺を「住宅専用地区」として配置し、低層住宅を中心に良好な居住環境の維持、整備を図る地区として位置づけます。

一般住宅地区（図示は黄）

- ・主として中環状道路の内側において、都心軸、中心市街地ゾーン、業務・工業系土地利用が主となる地区及び住宅専用地区を除いた住宅系市街地を「一般住宅地」として配置し、住宅以外の施設との共存に配慮しながら、良好な居住環境の維持、整備を図る地区として位置づけます。

2) 商業・業務地

- ・中心的な商業・業務機能は主として都心軸周辺に集積を図るものとし、日常的な利便性をまかなう商業機能を区分して、次の各地区を配置します。

中心商業業務地（図示は赤）

- ・都心軸沿いの商業地域を「中心商業業務地」として配置し、片町・香林坊周辺、武蔵周辺及び金沢駅周辺は中心商業地として商業機能の集積を図る地区、都心軸駅西側及び南町周辺は中心業務地として業務または流通機能の集積を図る地区として位置づけます。

地域商業地（図示はピンク丸）

- ・金沢駅を除くJR北陸本線鉄道駅周辺及び既存の商業集積地区を「地域商業地」として配置し、地域の日常的な買い物など生活の利便性を向上させる施設の集積を図る地区として位置づけます。

3) 工業地

- ・工業地は、都市型産業や一般工業などの業務形態の特性や、計画的に整備された工業地の状況を基に、住環境との関係や物流の利便性に配慮して、次の各地区を位置づけます。

生産機能地区（図示は青）

- ・外環状道路の外側を基本として、金沢港周辺、金沢テクノパーク、専光寺安原地区など計画的に整備された工業地区を「生産機能地区」として配置し、新規工場の誘致や市街地内の工場の再編を進める地区として位置づけます

都市型産業地区（図示は紫）

- ・外環状道路の内側において、古府・松島地区、犀川右岸、高柳地区など既に一定の企業立地の進む地区を「都市型産業地区」として配置し、住環境との調和が可能な企業の立地を促進する地区として位置づけます。

流通業務地（図示は赤紫丸）

- ・北陸自動車道や外環状道路のインターチェンジ周辺及び既に本市の物流拠点となっている中央市場及び問屋団地などを「流通業務地」として配置し、広域的な交通結節点としての利便性を活かした流通業務機能の整備集積を図る地区として位置づけます。

4) 沿道複合地区（図示なし）

- ・市街地内の外・中・内環状道路及び都心軸を除く主な放射状道路の沿道を「沿道複合地区」として配置し、地域の利便性を支える商業機能や職住近接した業務機能及び集合住宅などの立地が行われる地区として位置づけます。

5) 農業環境保全活用地区（図示は緑斜線）

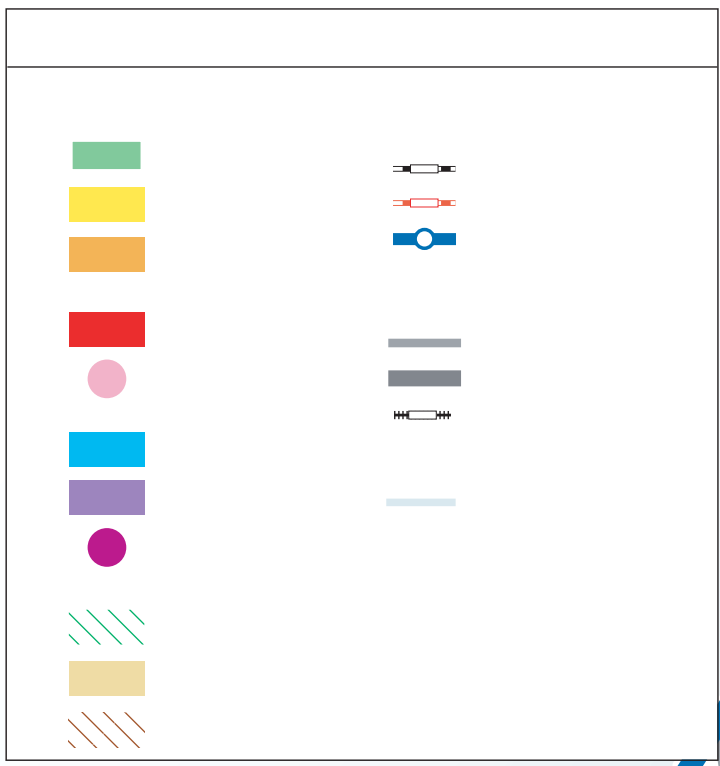
- ・市街地以外の平坦地で都市構造上の農業環境ゾーンとなる地区を「農業環境保全活用地区」として配置し、農業の活性化を基本に集落環境の維持や一定のレクリエーション的活用などを進める地区として位置づけます。

6) 自然環境共存地区(図示は黄土色)

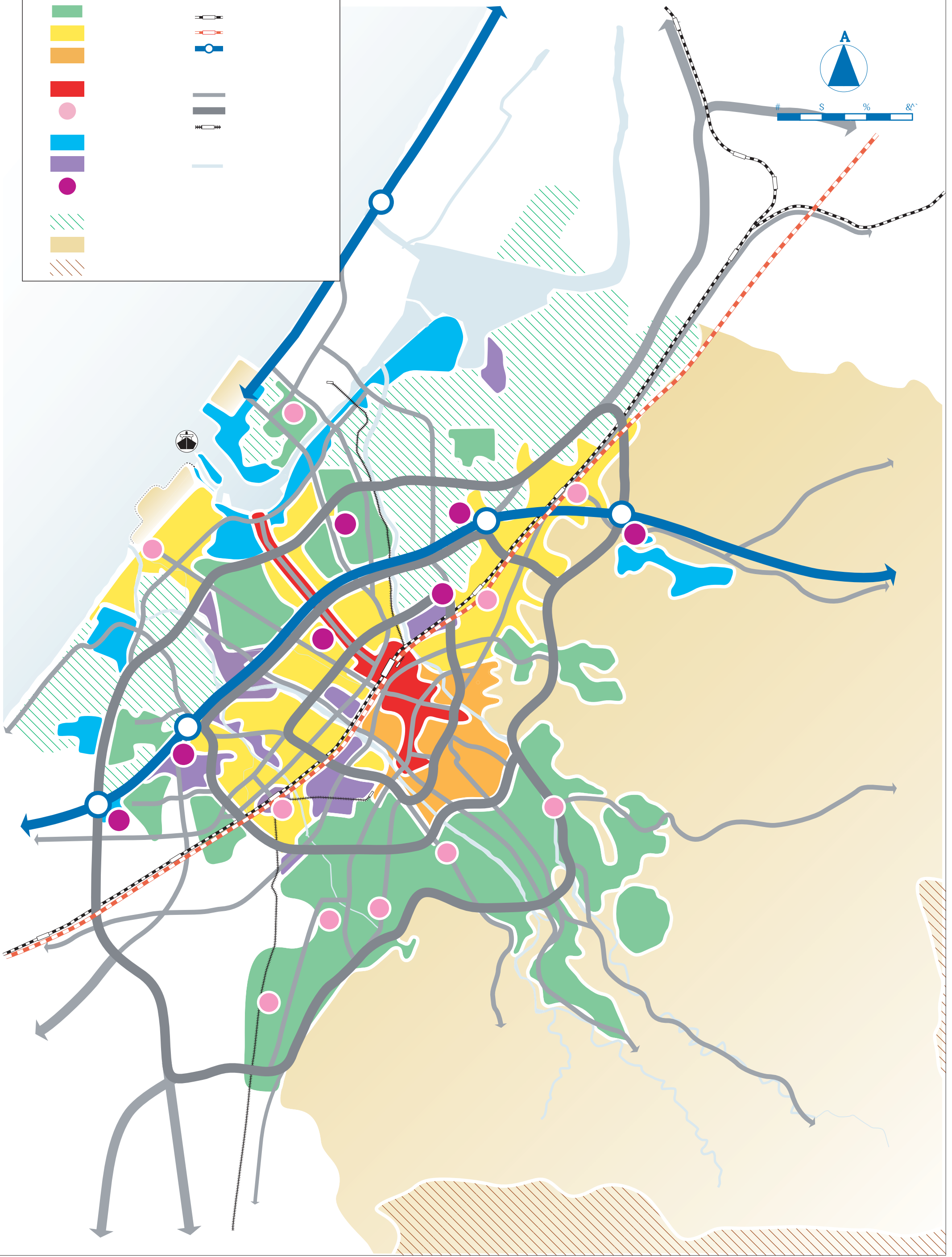
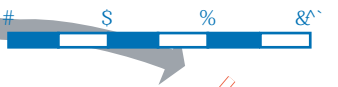
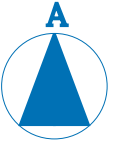
- ・市街地以外の中山間地で、都市構造上の自然環境ゾーンとなる地区を「自然環境共存地区」として配置し、自然を活かしたレクリエーション的活用による自然との共存を進める地区として位置づけます。
- ・農林業を主体として散在する多くの中山間地集落は、山や農地を守るために重要な役割を果たしていますが、過疎化と高齢化が進み、集落機能の維持が困難な状況にあることから、自然との共生の中で、定住人口の増加など集落機能を維持するための施策を住民と協働で展開していきます。

7) 自然環境保全地区(図示は黄土色斜線)

- ・市街地以外の山間地で、都市構造上の自然環境ゾーンとなる地区を「自然環境保全地区」として配置し、山林やそこに生息する動植物などの自然環境の保全を基本とする地区として位置づけます。



[Empty rectangular box]



3 2 都市整備の方針

都市づくりの方針のもと、人口減少社会に対応し得る土地利用を目指して都市整備を推進していきますが、今後長期に渡る土地利用の適正化と効率化を実現するためには、公共交通主体の交通体系の構築が重要な鍵を握ることを認識し、ハード・ソフト両面において整合性のとれた総合的な施策展開を進めていきます。

また、持続可能なまちづくりを目指すため、ライフサイクルコスト低減や施設延命化などの維持管理面にも配慮しながら、世界都市金沢の実現に向けて様々な都市整備に取り組みます。

(1) 市街地整備の方針（市街地基盤づくり）

《関連する都市づくりの課題》

- ・ 中心市街地活性化基本計画に基づく活性化施策の推進
- ・ 駅西都心軸を中心とした建物立地誘導と賑わいの創出
- ・ 観光・レクリエーション基盤の整備
- ・ 残存する大規模未利用地の基盤整備
- ・ 金沢港の整備充実と臨港地区の基盤整備

1) 中心市街地

- ・ 中心市街地は、商業業務機能の集積を図り、都市全体の核を形成する上で最も重要な位置を占めることから、「第4章 重点的都市づくりプロジェクト」で詳しく述べることにします。

2) 都心軸

- ・ 片町～香林坊～武蔵ヶ辻～金沢駅～金沢港に至る沿道及びその周辺を「都心軸」と位置づけ、本市の近代化を支え都市全体の核となることを目的に、中心的な商業業務機能の集積を図ることとします。
- ・ 片町～金沢駅に至る中心市街地ゾーンでは、中心商業・業務地として機能集積を図るとともに、バスをはじめとした公共交通機能の充実を図り、賑わいと魅力ある都心空間の形成を推進します。
- ・ 金沢駅～金沢港に至る沿道では、流通・業務機能を中心とした機能集積を図るとともに、北陸自動車道や外環状道路などの交通機能を活かした活用を進め、活気と活力のある副都心の核の形成を推進します。
- ・ 都心軸は金沢交通都市圏の公共交通の最重要幹線であるが、北陸新幹線の開業を控え、新たに迎える来街者の市内外への2次交通の起点としての役割が求められ、公共交通を主体とした交通結節機能の充実を推進します。

3) 一般市街地

住宅地

- ・人口減少社会に対応していくために、基本的に新たな住宅地の拡大は行わないものとし、また、既存市街地については、空き地などの有効活用や各種基盤整備などを進め住環境の向上に努めていきます。
- ・良好な住宅地については、地域住民との協働により地区計画やまちづくり協定等の普及を進め、住環境の保全を推進します。
- ・住工混在地区については、多様な用途の調和の中で良好な住環境を確保することを基本とし、そのために適宜用途地域の見直しや地区計画、まちづくり協定の活用により、住環境の改善を推進します。
- ・基盤が未整備な住宅地は、地区計画や個別の道路改良事業等により基盤整備を図り、住環境の改善に努めます。
- ・現市街化区域内の大規模な未利用地や工場跡地については、地区に応じた適切な市街地整備手法を検討しながら、事業者や周辺住民とともに土地の有効利用に努めます。
- ・中心市街地ゾーンなどに多い老朽木造密集地区など防災上問題のある地区については、住民との協働により、区画整理手法などによる市街地再整備や防災都市整備条例等を活用し、防災機能の向上などの環境整備に努めていきます。

商業・業務地

商業環境まちづくり条例の主旨に則り、中心的な商業・業務機能と地域及び郊外の生活を支える商業機能を区分し、都市全体の適切な機能配置と役割分担を進めることにより、様々な小売業が活力ある商業活動を持続的に営まれるために必要な整備、支援及び制御を進めます。

中心商業地

- ・本市の中心的商業機能の集積を図り、賑わいと活力のある商業地形成を推進します。そのために、必要となる規模要件などの適切な制御を行っていきます。
- ・中心商業地における老朽ビルの建て替えについて、地権者や事業者との協働により安全で快適な商業環境形成を目指して取り組んでいきます。
- ・より広範囲で多様な来街者に、快適で魅力的な買い物環境を提供するために、公共交通の利便性を高めるとともに、バリアフリーや歩行環境の整備を進め、歩いて楽しい商業空間づくりを推進します。

中心業務地

- ・本市の中心的流通業務機能の集積を図り、本市の業務機能の核となることを目指し、地区計画などのまちづくりルールの導入を推進します。
- ・南町界隈については、既存の業務機能の集積を基盤に、老朽ビルの建て替えや空地での建物新設を進めるとともに、空室の解消など利用活性化にも取り組んでいきます。
- ・駅西側については、区画整理で整備された基盤を活用して、流通・業務機能の立地促進を推進するとともに、地区計画などを活用して沿道景観としても風格ある副都心づくりを推進します。

地域商業地

- ・既存商店街を基盤に、周辺地域の日常的な買い物をまかなう商業機能の整備を推進します。
- ・沿道複合地区においても、周辺地域の日常的な買い物をまかなう商業機能の整備を推進します。

工業地

- ・新産業の創出と地場産業の活性化により本市のものづくり産業の活性化を図ることを目的に、効率的な経営が可能となるよう必要な基盤整備を推進します。その基盤整備にあたっては、各工場や事業所の需要と特性並びに周辺環境との調和に配慮し、生産機能地区、都市型産業地区、流通業務地区に大別し、対象となる企業を考えて進めるとともに、外環状道路や金沢港などの交通基盤整備も推進します。
- ・金沢港周辺においては、港湾活用型企業の受け皿として大水深岸壁をはじめとする必要な基盤整備を進めます。
- ・金沢テクノパークについては、研究開発型先端技術企業等の高度技術産業の受け皿として基盤整備がなされており、その企業誘致に努めます。
- ・その他の生産機能地区は、新たな進出企業や市街地整序による企業の移転受け入れ先として、計画的な工業団地の整備を推進します。
- ・都市型産業地区については、情報産業等の住宅地と共存できる企業の立地・誘致場所として、住環境との調和に配慮した整備に努めていきます。
- ・流通業務地区については、より効率的な企業展開が可能となるよう、外環状道路や北陸自動車道などの交通基盤の整備や充実を推進します。

(2) 道路交通整備の方針（道路交通体系づくり）

《関連する都市づくりの課題》

- ・東海北陸自動車道へのアクセス道路整備の促進
- ・外環状道路海側幹線の早期整備、内・中環状道路の完成
- ・生活道路の整備促進
- ・交通安全対策の充実
- ・広見などのコミュニティ空間の保存と活用
- ・新交通戦略などに基づく交通施策の推進
- ・バリアフリー化の促進
- ・歩行者、公共交通を優先するまちづくりの推進
- ・地区ごとの歩けるまちづくりの推進
- ・駅西広場の再整備
- ・金沢港の整備充実と臨港地区の基盤整備

1) 道 路

広域道路

- ・石川県内の市町から県外、三大都市圏などの各都市を結ぶ体系的な道路ネットワークを形成することにより、物流の円滑化と人的な交流拡大を推進し都市の活性化を図っていきます。
- ・北陸自動車道を基軸に東海北陸自動車道、能越自動車道、金沢能登連絡道路により、全ての方面に向けた体系的な高速道路ネットワークを形成し、これらの整備と拡充を推進します。
- ・国道8号を基軸に、各種国道や広域県道等により都市間連携道路ネットワークを形成し、渋滞対策や安全対策など必要な整備と拡充を推進します。

都市内道路

- ・内・中・外の3環状道路と東西南北を連結する放射幹線による放射環状道路ネットワークを本市道路網の骨格と位置づけ、その早期完成と機能拡充を推進します。
- ・広域道路とも密接な関係を有するとともに、まちなか交通の軽減のためにも、外環状道路海側幹線の早期開通と金沢東部環状道路の4車線化を推進します。
- ・都市内の円滑・安全・快適な移動の確保を目指し、放射環状道路を補完する幹線道路の整備を推進します。また、この整備にあたっては、環境保全、公共交通の活性化、渋滞解消、自転車走行及び歩行環境の改善並びに中山間地等の集落間連絡などに配慮して取り組んでいきます。

生活道路

- ・生活道路の整備にあたっては、生活者を主役に歩行空間、コミュニティ空間としての機能にも十分な配慮を行い、市民の生活を支える安全・安心な道路としての整備に取り組みます。
- ・まちなかに多く存在する、歴史的特性を有する細街路や広見などの生活道路については、金沢らしい魅力の保全と防災的な機能向上を両立させるという目的のもと、住民と協働してそのあり方を検討して整備を推進していきます。
- ・「歩けるまちづくり条例」の主旨に則り、安全で安心な生活道路空間を実現するため、住民と協働して、通過交通の抑制などのソフト的な取り組みも進めていきます。



2) 公共交通

- ・高齢化の進行、地球的環境保全、まちなかの賑わい創出という社会的な背景に加え、細街路が多い金沢の特性と新幹線開業を都市の活性化につなげるために、公共交通を主体とした交通体系の構築を本市の最重要交通政策の一つと位置づけ、その実現に取り組みます。
- ・「公共交通の利用の促進に関する条例」の主旨に則り、「新金沢交通戦略」のもとでソフト施策を中心とする戦略的取り組みを進めます。
- ・公共交通の促進のために、自動車の総量抑制と公共交通優先策を組み合わせた施策について検討を進めます。
- ・地域特性に応じた4つのゾーニングと公共交通重要路線の指定を行い、将来的な公共交通サービス水準を提示し、サービス水準確保に向けて様々な施策展開を推進します。
- ・より広い範囲の市民が公共交通を利用するため、また、過度にマイカーに依存したライフスタイルから転換を図っていくためにパーク＆ライドシステムの充実を重点施策として推進します。
- ・公共交通の活性化は、利用者意識が大きな鍵を握ることから、市民一人ひとりの意識啓発に努めるとともに、公共交通事業者へも利便性の向上や各種交通施策への協力を促してまいります。

バ ス

- ・バス運行の定時制を確保するとともに、速達性、利便性、快適性を向上させるため、快速バス運行の拡大、バスレーン・バス停の拡充、公共交通優先システム（PTPS〔Public Transportation Priority Systems〕：信号機等のコントロールによりバスの運行を円滑にさせるシステム）の拡充などを進めます。
- ・金沢バストリガー方式の活用をはじめとして、利用者との協働によるバス利用活性化の取り組みを促進します。
- ・中心市街地の活性化と地域コミュニティ形成に向けて「金沢ふらっとバス」の利用を促進します。

鉄 道

- ・北陸新幹線の整備促進を図り、早期開業を目指します。
- ・鉄道の利便性向上を図るため、連絡性や料金体系についてもバスとの連携強化が図られるよう事業者に協力を求めています。
- ・北陸新幹線の開業に伴う並行在来線については、金沢都市圏における公共交通サービス水準の確保に配慮し、必要な取り組みを進めます。
- ・北陸鉄道石川線及び浅野川線については、バスとの乗り継ぎ連携をはじめとする利便性向上を図り、利用活性化に努めています。

新しい交通システムの導入検討

- ・新しい交通システムの導入については、解決すべき課題も多いことから、当面は既存のバス交通を主体とした公共交通利用者の活性化に取り組めます。
- ・新幹線の開業を見据えて、市民、来街者ニーズに対応した分かりやすく便利な交通システム“まちなかシャトルバス”の導入を目指します。
- ・こうした取り組みを踏まえ、公共交通の更なるステップアップとして本市にふさわしい新しい交通システムのあり方を検討していきます。

中山間地域におけるモビリティの確保

- ・都心部に比べ公共交通網が脆弱な中山間地域に対しては、地域の特性に応じたモビリティ確保の取り組みへの支援に努めていきます。

マイカーから公共交通への意識改革

- ・人と環境にやさしい公共交通利用の促進を積極的に推進するため、マイカーから公共交通への利用転換など、市民や企業、学校などを対象とした意識啓発の充実に努めます。

3) 自転車・歩行者

- ・環境保全、コミュニティ形成、安全・安心な空間創出の観点に加え、歩いてこそ金沢のまちのよさを知り、賑わいの創出につながるという考え方から、生活者と来街者双方の視点から歩行環境と自転車走行環境の整備を推進していきます。
- ・まちなかの安全性と回遊性を高め、観光スポット、用水や町並みなどの金沢の魅力を効果的に結びつけるために「まちなか歩行回廊」の整備を推進します。
- ・自動車と歩行者が分離され、安心して買い物や散歩ができる商業空間づくりを推進します。
- ・過度に自動車に依存した生活スタイルからの転換を図り、通過交通の排除や生活道路の整備により、安全・安心そして快適な歩行環境の形成を推進します。
- ・限られた道路空間において、自動車の総量抑制や様々な空間利用の工夫を行い、できる限り、安全な走行空間の創出と体系的なネットワーク構築を目指して、自転車の走行環境づくりに取り組めます。
- ・日常的な自転車利用の利便性を向上していくために、サイクル&ライドの推進や駐輪施設の整備、放置自転車の防止などを推進します。
- ・これら歩行経路や自転車走行経路の計画や整備にあたっては、鉄道駅などの交通拠点及び学校・公園・福祉施設等の主要施設の効率的な連結に配慮するとともにバリアフリー化を推進します。

4) その他交通施設

- ・鉄道駅や主要なバス停、パーク＆ライド駐車場などの交通結節点においては、容易に相互乗り継ぎ可能な交通ネットワークの形成を図ることで、公共交通の利便性向上、市街地内道路の渋滞緩和を図ります。

駅前広場

- ・駅前広場は、複数の交通手段の結節点として多くの人々が集まる場所であることから、公共交通利便性向上の鍵を握る施設として、また人々が集い憩う公共空間として整備するとともに、利用活性化を推進します。
- ・金沢駅については、北陸新幹線開業を見据えて、完成した駅東広場利用の活性化を進めるとともに、駅西広場については、バリアフリー化、交通結節機能の向上及び賑わい創出を目的に再整備に取り組みます。また、本市交通機能の最重要拠点として東西広場からこれにつながる都心軸を含めた一体性のある機能強化と利用活性化を推進します。
- ・西金沢駅、東金沢駅、森本駅については、自由通路及び東・西口広場の整備を行い、交通結節点としての機能充実を図ります。今後は、着手の遅れた西金沢駅周辺の整備を急ぐとともに、暫定状態の森本駅東口の整備についても取り組んでいきます。

駐車場

- ・「駐車場の適正な配置に関する条例」の主旨に則り、公共交通政策、交通渋滞解消施策、歩けるまちづくり関連施策などを組み合わせた交通政策推進とまちなかの虫食い状の空洞化に対応し、中心部の活性化と定住促進の両面の観点から駐車場施策を検討展開していきます。
- ・過度な自動車誘導とならないように配慮しつつ、駐車場を探す迷走車や駐車場の入庫待ち行列を解消するため、情報通信技術を活用したより有効な駐車場情報の提供を目指します。
- ・中心業務地においては、業務用車両のための駐車場の整序を促進し、背後の住宅地への滲み出しの解消を図ります。
- ・月極駐車場の借り上げや利用助成などにより、中心市街地における荷捌き駐車場の確保に努めます。
- ・まちなかの住宅地においては、居住者に必要な駐車場を確保しつつ、いたずらな駐車場化の抑制に努めます。
- ・「金沢市パーク・アンド・ライド駐車場の配置に関する基本指針」により計画的にパーク＆ライド駐車場の整備を推進します。

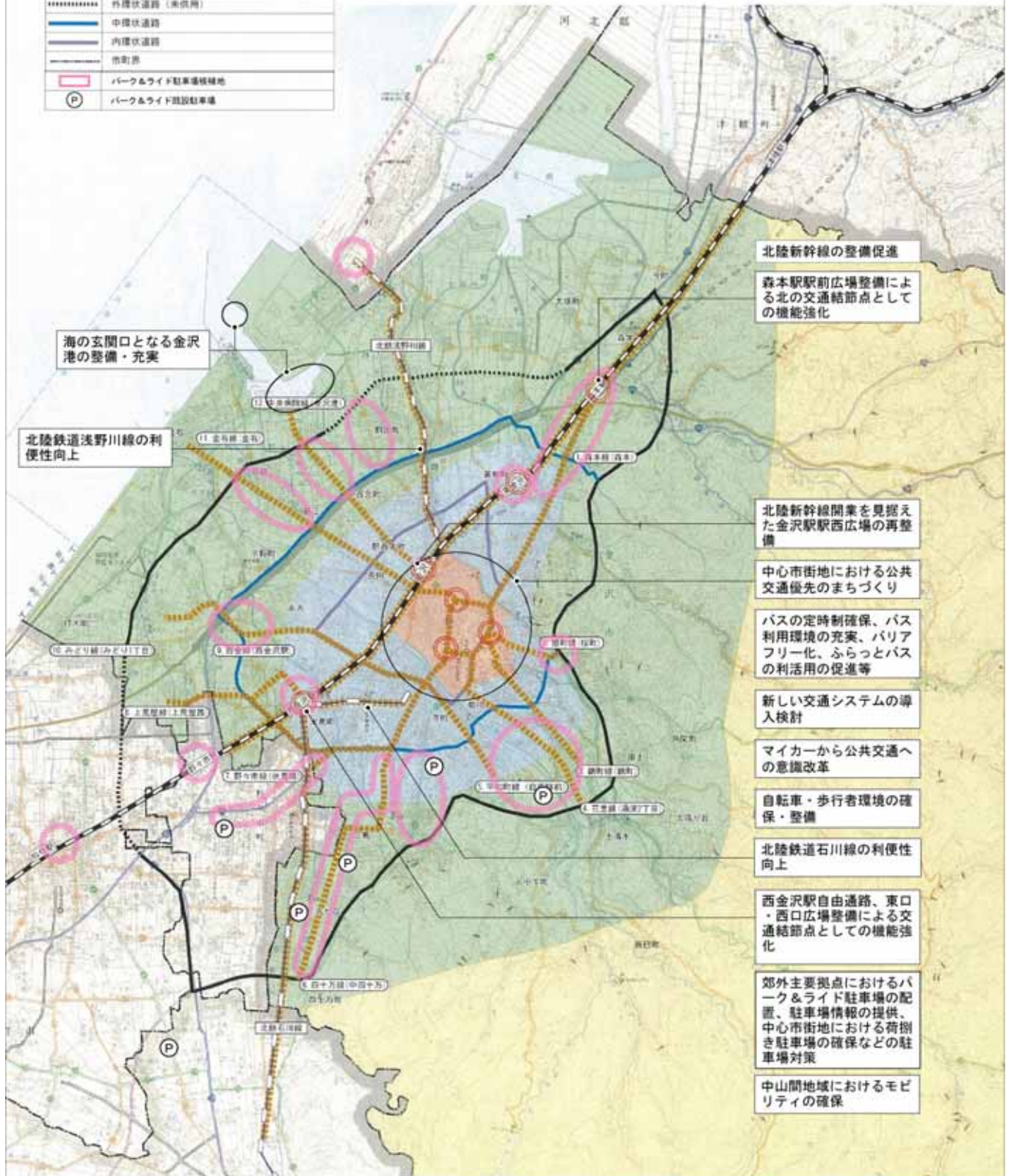
港 湾

- ・ 地域企業の国際競争力の強化や物流経費の削減、グローバルな物流体制の整備を図るため、海の玄関口となる金沢港の整備・充実を進めます。
- ・ 多目的国際ターミナル等の整備により、国際定期航路や国内定期航路の拡充を進め、交流の促進を図っていきます。
- ・ 物流基盤施設の整備を進め、金沢港隣接地区において、全国に誇るものづくり産業クラスター の形成に資する企業集積を図ります。
- ・ 都市構造図において都市拠点に位置付ける、無量寺・戸水埠頭においては、人流・物流の交流拠点として、賑わい空間の創出を図っていきます。

産業クラスター：特定の産業分野について、資材供給・生産・流通・販売などの関連企業や、金融・教育・研究などの支援機関が地理的に集中し、それらが競合しながら有機的に結びついている状態

金沢市都市計画マスタープラン
交通施策方針図

凡 例	
	まちなかゾーン（歩行者・公共交通優先ゾーン）
	内・中環状ゾーン（公共交通利便ゾーン）
	外環状ゾーン（公共交通とマイカーの共存ゾーン）
	郊外ゾーン（住民参加も再ながら適正規模の移動手段の維持・確保を図るゾーン）
	公共交通重要路線（鉄道・バス）
	交通結節点
	外環状道路（供用済み）
	外環状道路（未供用）
	中環状道路
	内環状道路
	市街界
	パーク&ライド駐車場候補地
	パーク&ライド施設駐車場



海の玄関口となる金沢港の整備・充実

北陸鉄道浅野川線の利便性向上

北陸新幹線の整備促進
森本駅前広場整備による北の交通結節点としての機能強化

北陸新幹線開業を見据えた金沢駅西広場の再整備

中心市街地における公共交通優先のまちづくり

バスの定時制確保、バス利用環境の充実、バリアフリー化、ふらっとバスの利活用の促進等

新しい交通システムの導入検討

マイカーから公共交通への意識改革

自転車・歩行者環境の確保・整備

北陸鉄道石川線の利便性向上

西金沢駅自由通路、東口・西口広場整備による交通結節点としての機能強化

郊外主要拠点におけるパーク&ライド駐車場の配置、駐車場情報の提供、中心市街地における荷捌き駐車場の確保などの駐車場対策

中山間地域におけるモビリティの確保

(3) 公園緑地整備の方針（憩いの場づくり）

- 《関連する都市づくりの課題》
- ・歴史文化を活かした公園緑地の整備
 - ・観光・レクリエーション基盤の整備
 - ・地域住民の憩いの場となる身近な公園緑地の整備
 - ・街路樹や敷地内植栽による都市内緑化の推進
 - ・海・山・川など自然環境の保全

1) 公園・緑地・その他緑の整備、保全、活用の考え方

- ・金沢の個性である豊かな自然（緑）を守るとともに、人と環境にやさしい緑豊かなまちづくりを目指します。地形・自然の特性を読み取り緑の自然環境の保全活用を進めるとともに、人口配置、土地利用、歴史性に配慮して公園や緑地を配置し整備します。また、緑としての農地を見直すとともに市民の協力を得て宅地内緑化を推進し、都市全体の緑の環境向上を進めます。

「緑の生命線」をまもり、いかす（緑の保全・活用）

- ・“地形が生み出す緑”や“歴史が伝える緑”を「緑の生命線」として位置づけ保全活用します。

緑あふれる都市をつくる（緑の創出）

- ・都市公園の整備と充実、市街地における緑の環境づくり、諸施設における緑の充実等によって、市民に愛され、魅力あふれる緑豊かな都市を目指します。

緑の輪を広げる（緑のネットワークの形成）

- ・金沢市全体を対象に“森の都”にふさわしい緑のネットワークの形成を目指します。

緑と親しみ、緑をつたえる（緑化活動の推進）

- ・市民、企業、行政の一体的な協力体制をつくり、都市全体の緑化活動を推進します。

2) 豊かな自然の保全活用

- ・日本海、河北潟、犀川・浅野川などの河川、背後の山間地、台地や丘陵地などの斜面緑地をはじめとする地形が生み出す緑の保全活用を推進します。
- ・金沢城、兼六園、寺社の緑、堀・用水の緑などの歴史的由来を持つ緑の保全活用を推進します。
- ・これら緑の保全活用にあたっては、風致地区や緑地保全地区並びに斜面緑地保全条例、寺社風景保全条例などの制度を積極的に導入・創設して取り組んでいきます。

3) 公園緑地の配置方針

- ・都市公園及びこれに準ずる緑地において、実質的な緑地面積として1人当たり20㎡以上となることを目指し、人口配置や土地利用に配慮して、適切かつ均衡ある公園緑地の整備・配置を図ります。
- ・整備にあたっては、個々の公園本来の目的に加え、自然との共生、歴史文化性の反映など付加的価値にも配慮するとともに、特に防災拠点としての機能向上を重要な目的として位置づけていきます。
- ・市民提案による公園整備や住民による管理委託の推進など、市民との協働による公園緑地の整備、管理、活用を推進します。

都市基幹公園

- ・大乘寺丘陵総合公園をはじめとする金沢市を代表する総合的な公園の整備、充実を推進します。
- ・兼六園及び金沢城公園については、歴史的文化遺産としての価値に配慮しつつ、その保存、復元に努めます。
- ・多様化するスポーツ・レクリエーション需要に対応するため、市内3箇所に運動公園を配置し、本市の競技スポーツの拠点として整備と充実を推進します。

住区基幹公園

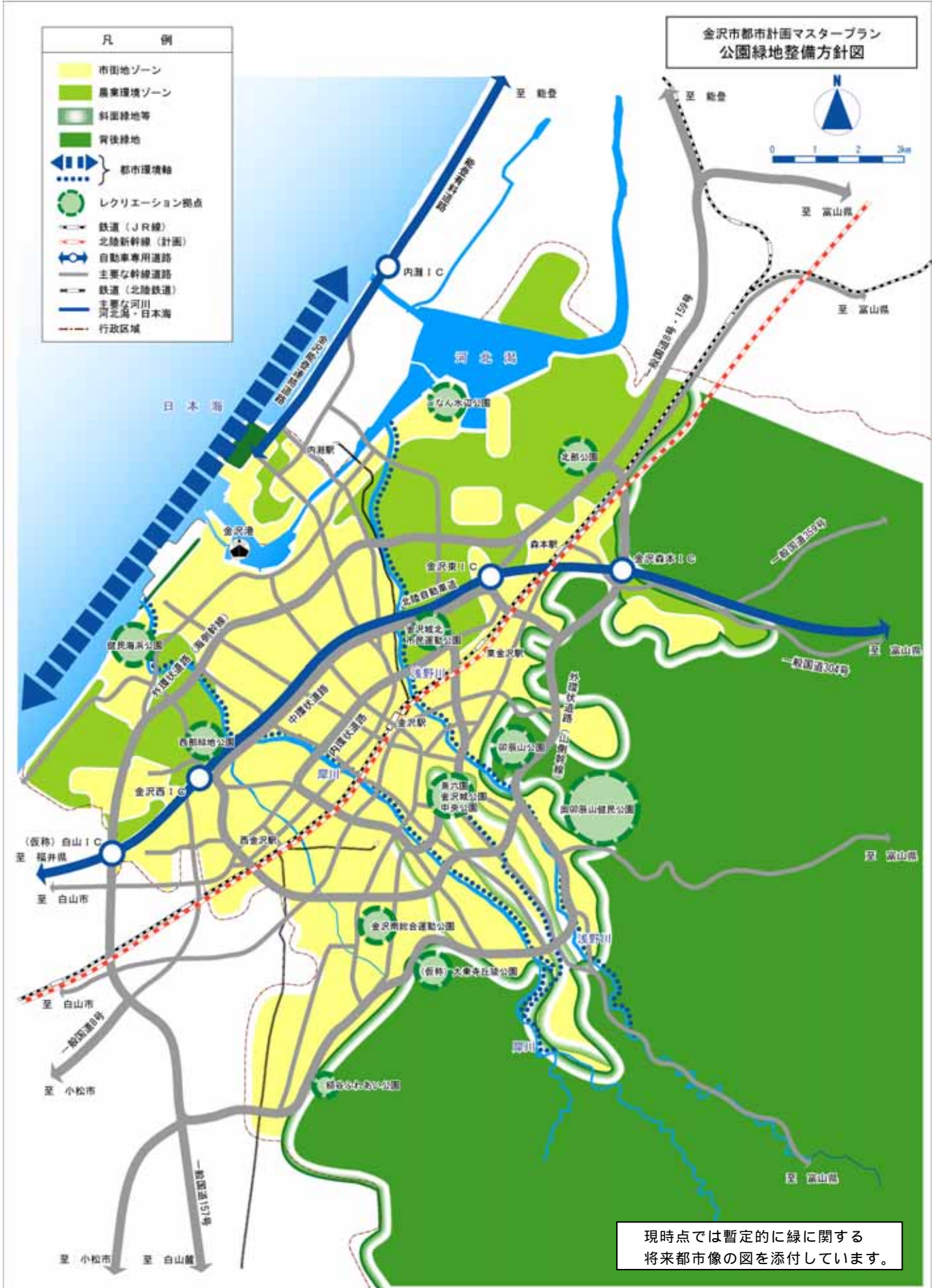
- ・高齢者から子供まで安全・安心に利用できる身近な憩いの場となり、また、地域コミュニティや防災活動の拠点となる街区公園、近隣公園、地区公園を誘致圏に配慮して配置します。
- ・配置においては、公園に匹敵する寺社境内などの緑地や空間の積極的な活用も検討します。
- ・見回りや清掃などの管理において、地域住民の積極的な協力を求め、費用の軽減を図るとともに市民生活に密着した公園となることを推進します。

その他の公園緑地

- ・本市の都市環境軸である犀川、浅野川をはじめとする河川沿いや西部緑道などの市内の緑をつなぎ、ネットワーク化を図る重要な緑の空間として保全、整備、活用を推進します。
- ・卯辰山墓園、内川墓園の充実を図るとともに、野田山墓地についても歴史性に配慮した整備・再生を推進します。

4) 都市全体の緑の環境向上のために

- ・ 寺社境内地の叢林の保全を推進します。
- ・ 街路樹は、歩行者や沿道の快適性を向上させるとともに、都市内の緑を有機的に結ぶ役割を担っており、その整備・充実を推進するとともに、アドプト制度などを活用し積極的な市民協力による管理を図っていきます。
- ・ 市民や企業の協力を仰ぎ、公共空間以外における緑化の推進を進め、緑に包まれた都市の実現を目指していきます。そのために、都市緑化法に基づく緑化地域制度の積極的な導入を推進します。
- ・ 環境教育とともに、緑の重要性を学び、緑を愛する心を育てるための啓蒙・教育に努めていきます。
- ・ 市街化区域の農地は、これまで宅地化されるべき土地として位置付けられてきましたが、市民農園や菜園付き宅地など新しい土地利用用途の一つとして考えることができます。また、雨水流入や延焼防止などの防災的効果、ヒートアイランドなどの環境保全的効果も見込めることから、都市環境形成における貴重な緑地として、再認識し、その位置付けや対応について改めて検討をしていきます。



(4) 農地と森林の整備、保全、活用の方針（農林基盤づくり）

《関連する都市づくりの課題》
 ・観光・レクリエーション基盤の整備
 ・海・山・川など自然環境の保全

1) 農地の整備、保全、活用の考え方

- ・農地は、農作物を供給する場所であるほか、環境保全、災害防止など多くの役割を持っており、市民の安定した生活に貢献しています。
- ・近年、農業従事者の減少や高齢化が進み、集落機能や、農業生産・農地保全活動が停滞しつつあり、農地の荒廃がみられます。特に、中山間地域において、その傾向が著しく、地域の活力が低下しています。
- ・土地基盤整備等による農作業の効率化や、担い手農家への農地利用集積、また、集落ぐるみの営農活動により、生産性の高い農業をめざし、併せて優良な農地の保全・確保を推進していきます。
- ・定住人口の確保や新規就農者への支援、都市住民等との交流を通じて農業の担い手の育成・確保に努めます。

2) 森林の整備、保全、活用の考え方

- ・森林は、地球温暖化の防止、水源のかん養、災害の防止などさまざまな公益的機能を持っており、市民生活にやすらぎと潤いを与えてくれます。
- ・近年、山村の過疎高齢化や林業収益性の悪化等から、所有者による管理がおろそかになり、公益的機能の低下が危惧されています。
- ・「金沢の農業と森づくりプラン」に掲げる施策の実施により、農林業の活性化を図るとともに市民総ぐるみの森づくりを促進し、森林の再生整備を進めます。

森林の特性に応じた整備、保全、活用の考え方について、次のゾーン別に示します。

環境共生林

- ・風致地区及び海岸の森林で、病虫害の予防や枯損木の整理により、森林の健全性を保持するとともに、身近な森林レクリエーションの場として活用します。

環境保全林

- ・里山の雑木林やスギなどの人工林で、放置竹林や老齢木の伐採、人工林の間伐などの森林整備を進め、健全な森への回復を図ります。

環境保存林

- ・奥山の天然林で、これまで人の手を加えないことで良好な環境が維持されてきたことから、今後も自然の遷移に委ねることとします。

3 3 都市環境整備の方針

(1) 都市景観形成の方針（景観づくり）

《関連する都市づくりの課題》

- ・景観形成基本計画などに基づく景観施策の推進
- ・世界文化遺産登録を視野に入れた歴史的文化遺産の保全と周辺環境の整備
- ・歴史的文化遺産としての用水の保全と整備
- ・都市防災に配慮した伝統的なまちなみの保存
- ・観光・レクリエーション基盤の整備
- ・建築物高さの混在解消
- ・川や斜面緑地など金沢固有の地形・自然の保全

- ・金沢市の都市景観形成は、金沢特有の自然地形、歴史的要素などの守るべきものを保全し、その上で、都市の近代化にも配慮して、金沢らしい個性の確立を図ることを基本とします。
- ・金沢市における都市景観は、市民とともに都市の成長をよりよい方向に導いていくために不可欠な要素と考え、人々の生活に根ざしたものであることに配慮しつつ、景観の持つ公共性に対する市民の理解と協力の獲得にも力を注いでいきます。
- ・景観形成は都市環境の改善の重要な要素であることから、今後は、金沢市全域にその取り組みを広げていきます。
- ・より効果的で、分かりやすい景観誘導の仕組みづくりに取り組んでいきます。

1) 都市景観形成の目標

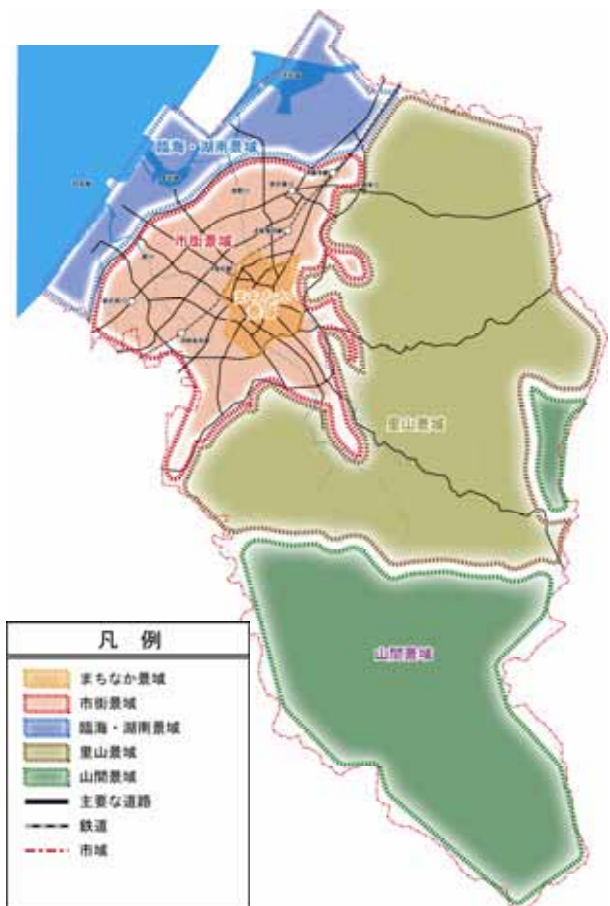
金沢市の景観形成については、市域を複数の景域に大別し、これに保全・継承すべきものと創出・育成すべきものを拠点や軸として位置づけ、景観形成の方針を設定して保全・誘導を進めていきます。

まちなか景域

- ・金沢特有の歴史的重層性にあふれた景観の継承などを目標とする地域

市街景域

- ・市街地発展に伴う新たな都市空間の形成などを目標とする地域



臨海・湖南景域

- ・ 海岸沿いの防風保安林の保全などを目標とする地域

里山景域

- ・ 台地や丘陵地の緑豊かな自然環境の保全などを目標とする地域

山間景域

- ・ 県境から里山景域にかけての緑豊かな自然環境と美しく連なる山並みとスカイラインの保全などを目標とする地域

2) 市民との協働による景観づくり

魅力ある景観は、市民生活をはじめとした様々な都市活動に密着していることから、行政だけでなく市民、事業者、設計者、施行者など全ての関係者が一体となって取り組まなければ実現しません。

そこで、それぞれが高い意識を持つとともに必要な役割を担っていくために、行政は、方針の明示、情報の蓄積と提供、協議・調整の仕組みと場の確保、公共空間の先導的改善などを積極的に進めていきます。

3) 景観形成の方針

金沢市らしい個性ある景観形成を実現するために、以下の事項を柱に景観形成の方針を策定し、具体的な取り組みを進めます。実施にあたっては、景観法の導入、必要な条例の制定並びに各種届出制度との連携などにより、効果的で分かりやすい制度構築に配慮します。

総合的かつ効果的な景観誘導を進めます

- ・ 市全体の総合的かつ充実した景観誘導を進めるため、これまでの中心部主体の取り組みから、市域全体を対象に景観法の景観計画区域への指定や景観条例の見直しも視野に入れて総合的な景観誘導を推進します。

高さの誘導を進めます

- ・ 都市全体の形態を整序していくために、自然地形や歴史的遺構との整合、眺望景観の確保などに配慮して高さの誘導を推進します。
- ・ 都市全体の形態として、都心軸を尾根として金沢駅周辺が最も高く、また幹線道路沿いに対して囲まれる街区内が低めとなることを基本とし、高さは卯辰山、金沢城などに配慮して設定することとします。
- ・ 街並みとしての最高限度を規定し、屋根並みの一定の統一性を確保するために、高度地区、地区計画などの手法を導入していきます。

建築物の形態・意匠及び色彩の誘導を進めます

- ・周辺の街並みや自然地形と調和の取れた建築物となるよう適切な誘導を進めます。
- ・その方向性を景観形成基準に提示するとともに、地区計画やまちづくり協定などにより明確なルール化を目指します。

公共空間における景観形成を進めます

- ・公園、広見、道路などの公共空間に対して、利便性や歴史性に配慮して良好な都市景観の形成を進めます。
- ・それ以外の敷地利用においても、外部から見える部分について一定の景観的配慮がなされるよう必要な施策を検討していきます。

緑地の保全と緑化を推進します

- ・斜面緑地保全条例や緑のまちづくり条例の主旨に則り、都市を取り巻く緑地の保全を積極的に図っていきます。
- ・緑は都市の景観と潤いを向上させる重要な要素であることから、敷地内をはじめとする市街地内緑化も積極的に推進します。

沿道景観と屋外広告物の誘導を進めます

- ・沿道景観形成条例の主旨に則り、通りの特性に応じた沿道景観の形成を目指して、地権者や道路管理者などの関係者が協力して改善に努めます。
- ・沿道の景観を決定づける大きな要素に屋外広告物があり、屋外広告物条例の主旨に則り、周辺や背景及び歴史的な経緯との調和に配慮し、高度地区などの関連する規制誘導手法をあわせて適切な景観形成を推進します。

眺望景観の保全を進めます

- ・金沢は、卯辰山や台地など高台から俯瞰することが多いこと、また歴史的景観において借景は大事な要素であることから、保全眺望点を設けそこからの景観保全を推進します。

夜間景観の形成を進めます

- ・各種照明や電光広告物などは景観及び周辺環境から大きな影響を与えることから、夜間景観形成条例の主旨に則り、夜間の景観の適切な誘導を推進します。

景観面からも歴史的遺産の保存・活用を進めます

- ・金沢の個性を形成する歴史的遺産については、その本質的な価値の保存はもとより、景観的な側面からもその価値を認識し、既存の制度に加え新しい制度構築も視野に入れて取り組みます。

- ・こまちなみ保全条例の主旨に則り、住民と協働して、通りとしての景観と金澤町家の保全を推進します。
- ・寺社風景保全条例の主旨に則り、市内に残る寺院や神社及びその境内や樹林の保全を推進します。

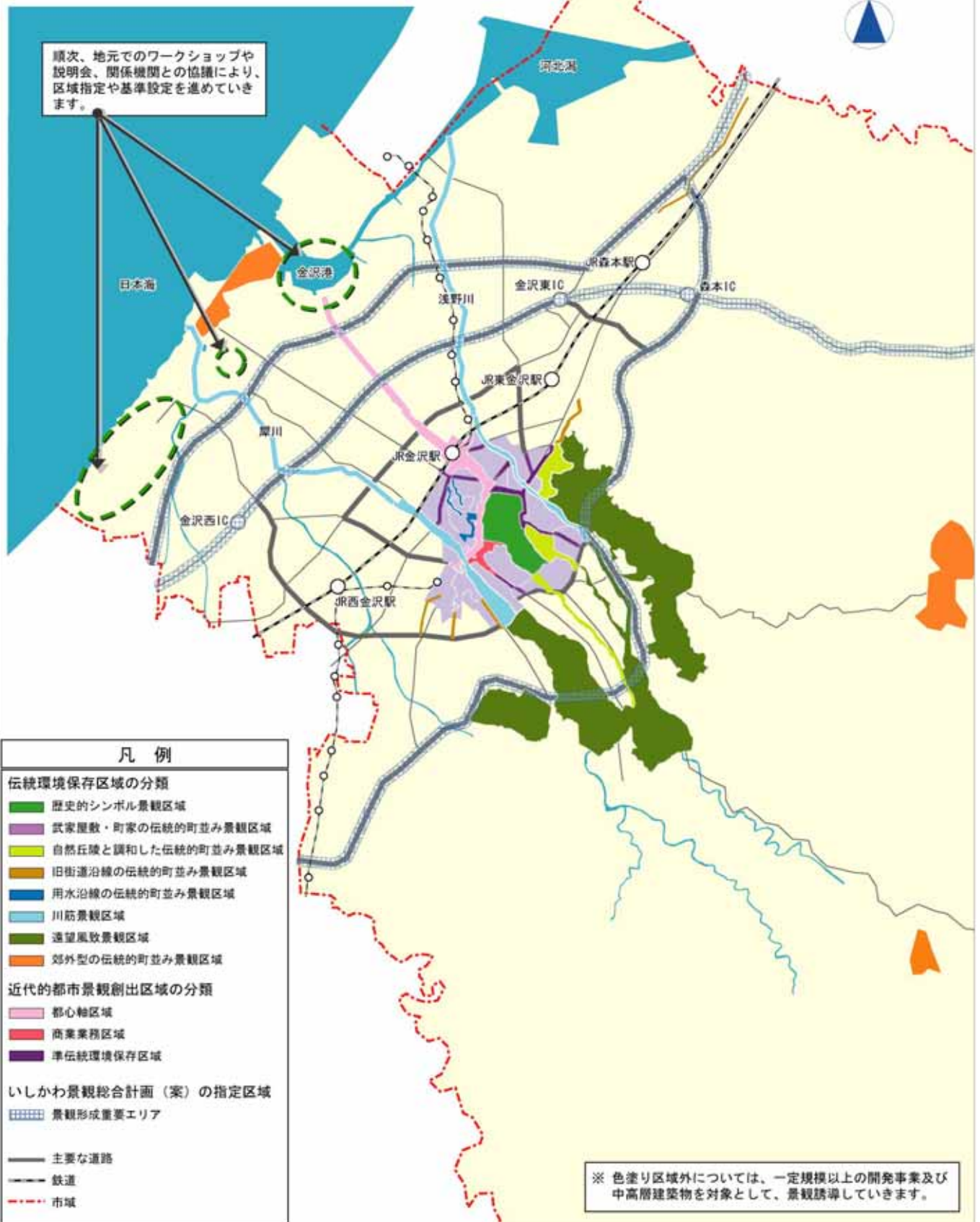
暮らしに根付いた景観誘導を推進します

- ・良好な景観形成の実現には、市民、事業者の理解と協力が不可欠であることから、市民の理解と意識を高めるとともにNPOなどの具体的な協働についても積極的に取り組んでいきます。
- ・景観形成は、都市環境の保全からも重要であり、これを市民に指示される永続的な取り組みとしていくために、暮らしに根ざしたものとなるよう十分な配慮をしていきます。

金沢市都市計画マスタープラン
景観形成方針図



順次、地元でのワークショップや説明会、関係機関との協議により、区域指定や基準設定を進めていきます。



凡例

伝統環境保存区域の分類

- 歴史的シンボル景観区域
- 武家屋敷・町家の伝統的町並み景観区域
- 自然丘陵と調和した伝統的町並み景観区域
- 旧街道沿線の伝統的町並み景観区域
- 用水沿線の伝統的町並み景観区域
- 川筋景観区域
- 透望風致景観区域
- 郊外型の伝統的町並み景観区域

近代的都市景観創出区域の分類

- 都心軸区域
- 商業業務区域
- 準伝統環境保存区域

いしかわ景観総合計画（案）の指定区域

- 景観形成重要エリア

- 主要な道路
- 鉄道
- 市域

※ 色塗り区域外については、一定規模以上の開発事業及び中高層建築物を対象として、景観誘導していきます。

(2) 安全安心都市づくりの方針(安全安心な環境づくり)

《関連する都市づくりの課題》

- ・ 計画的な防災まちづくりの推進
- ・ **避難場所や防災施設の確保、整備**
- ・ 耐震改修促進など、木造密集地区における防災性の改善
- ・ 自主防災組織の充実と市民防災意識の向上
- ・ 水害、土砂崩れなどの災害予防対策の推進
- ・ **バリアフリー化の促進**

1) 都市防災

- ・ 市民の安全・安心な暮らしを確保するため、災害に強い都市づくりを積極的に推進するとともに、災害時等に備えた実践的・体系的計画の見直し、策定を進めます。

災害に強い都市構造の形成

- ・ 木造密集市街地など防災上危険な地域における面的な整備を推進します。
- ・ 防災安全街区などの整備を推進します。
- ・ 道路、公園、緑地、河川などを活用した延焼遮断空間の整備を図ります。
- ・ 災害危険度判定調査に基づく危険度の高い地域については、金沢市における災害に強い都市整備の推進に関する条例に基づく防災まちづくり協定や防災街区整備事業などを活用し、区画道路、広場等の地区施設や建築物、生け垣などのきめ細やかな誘導による地区単位での防災性の向上を図ります。

防災性向上のための根幹的な公共施設の整備

- ・ 災害時の緊急活動を支える幹線道路を骨格とした避難路ネットワークの整備を図り、道路、橋梁などの耐震化を進めます。
- ・ 防災公園・防災拠点を整備します。
- ・ 河川の整備及び土砂災害の防止対策を推進します。

住宅・建築物や公共施設の安全性の向上

- ・ 耐震性の低い住宅、建築物の耐震性向上対策や、耐震性に優れた住宅建築物整備の推進などにより、住宅、建築物の安全性向上を図ります。
- ・ 宅地の安全性の確保を図ります。
- ・ 道路、河川、下水道、官庁施設及び学校教育施設等の耐震性向上を図ります。

崖くずれ・地すべり対策の推進（治山）

- ・急傾斜地や地すべり地域における法面对策工事等の土砂災害防止を推進するほか、人的被害の防止のため、土砂災害危険区域の指定地区における避難経路地図の作成や周知啓発に努めます。

治水対策の推進（総合治水）

- ・市街化に伴う雨水流出量の増大に対応するため、河川の改修や雨水幹線等の新設・改良、雨水貯留槽や雨水浸透マスの設置を進めます。
- ・無秩序な開発行為の抑制の他、水源かん養林などの保護を図ります。

雪害対策の推進

- ・国、県、市が連携した除雪体制を整え、積雪時における幹線道路やバス路線等を確保するため、迅速かつ適切な除雪作業を実施します。
- ・町会等の自主的な生活道路の除雪・消雪を促進するため、メディアを通じた市民への周知・協力要請を行うとともに、小型除雪機や消雪用水中ポンプ等の購入を支援します。また、学生ボランティア等による除雪やバス停付近での市民による除雪を支援していきます。
- ・地下水保全の観点から、河川水や下水処理水を活用した消雪装置を設置するとともに、新たな熱源の導入について検討していきます。
- ・冬期に配慮した歩道の拡幅や勾配の緩和、段差の解消、滑りにくい舗装材の活用など、バリアフリー整備を推進します。
- ・特に歩行者の多い歩道の交差点やバス停などのポイントで消雪装置の設置を進めます。

ライフラインの整備

- ・水道、ガス、下水道等のライフラインの耐震化を図ります。
- ・河川の活用などによる緊急時の消火用水・生活水の確保を図ります。

情報通信システム等の活用・整備

- ・災害時などに情報を確保するため、同報防災無線、石川県総合防災情報システムの活用を推進するとともに、金沢ぼうさいドットコムや緊急情報電話案内サービスの活用、庁舎耐震化に併せた総合防災情報システムの整備を図ります。
- ・水害時の被害を軽減するため、地域住民が安全に避難するために必要な情報を掲載した洪水ハザードマップを作成します。
- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害ハザードマップや地震時の建物倒壊の危険性、住宅の密集度等の市街地の危険性を示す地震ハザードマップを作成し、地域住民への周知・啓発を図ります。

2) 安全安心な水辺空間の活用

- ・金沢では、犀川、浅野川と大小網の目のように張り巡らされた用水が重要な都市構造をなし、環境、景観、防災上、非常に重要な位置づけを有しており、これらに配慮した河川整備を進めます。
- ・自然環境との共生を重視した河川・用水等の保全・活用、河北潟の水質浄化の研究・推進及び水辺を活かした体験の場の提供など、市民の安全な暮らしを確保しながら、金沢の個性ある自然環境・景観を形成する河川・用水・干潟等の水辺空間の保全・活用を図ります。

3) 防 犯

- ・町会等の団体が行う防犯パトロール等の活動に対する助成を行い、特にスクールサポート制度など、地域住民と学校、警察が連携して子どもの安全を地域全体で守る活動を促進します。
- ・夜間における犯罪の防止や市民の安全な通行を目的に、街路灯や防犯灯の設置を推進します。
- ・繁華街や地下道等における犯罪を未然に防止するため、防犯ビデオカメラシステムの管理、運用を行います。

4) バリアフリー

- ・全ての市民や来訪者が安心して快適に暮らし過ごせる都市づくりを目指し、ノーマライゼーションの理念に基づき、公共施設をはじめ、建築物、移動環境、情報等サービス環境など、総合的なバリアフリー環境の整備を図ります。

バリアフリー整備の啓発・指導

- ・不特定多数が利用する公益的施設について、チェックリストに基づくバリアフリー整備状況を記入し、バリアフリー整備の啓発を図ります。
- ・特にバリアフリー化が必要な施設については、建築確認申請前に届出義務を課すことでバリアフリーの指導を行います。

公共施設のバリアフリー化

- ・公共建築物や道路、公園、学校等について、バリアフリーの整備状況を把握するとともに、バリアフリー化を推進します。
- ・オストメイトの方が安心して外出できるためのトイレ整備を進めます。

公共交通のバリアフリー化

- ・ノンステップバスや車椅子対応車両の導入、鉄道駅やバス停のバリアフリー化を支援・推進し、誰もが移動しやすい環境を整備していきます。

公営住宅の改善・建て替えの推進

- ・建物の老朽化や施設の劣化した公営住宅については重点的に建て替えを進めていきます。
- ・施設の改修に際しては、住戸内の段差の解消や手すりの設置、通路幅の確保など、高齢者が安心して暮らせる住環境を整備します。

シルバーハウジングの推進

- ・高齢者世帯が自立して安全、快適な生活を営むことができるよう、市営住宅の建て替えに合わせてシルバーハウジングを供給していきます。

情報バリアフリー化の推進

- ・視覚に障害のある人のための音声誘導システムの整備や点字による広報、また、聴覚に障害のある人が情報を得るためのTV電話や文字放送機器などの充実を図ります。

5) 地球環境保全

- ・地球温暖化等の環境問題の解消のため、金沢市の事業活動からの環境負荷の低減に努め、そのための最も効果的な対策であるエネルギー・資源の有効活用を図ります。
- ・温室効果ガスの削減を図るため、エネルギーの使用効率を高め、消費エネルギー量の削減に努めるなど省エネルギーの普及促進を図ります。
- ・公共交通の活性化と利用促進を図り、人と環境に優しい交通を実現することによって、二酸化炭素排出量の削減に努めます。
- ・太陽光発電の導入など自然エネルギーの有効活用について研究し、積極的な導入を図ります。
- ・水道水の製造過程で発生する汚泥土や下水の処理工程から発生する消化ガス、焼却灰の有効利用を進めるなど、地球環境に配慮した事業を推進します。
- ・合流式下水道の改善により、雨天時に犀川や浅野川に放流される汚濁負荷量を低減し、水環境の保全に努めます。
- ・貴重な資源である地下水を適正に利用し、地盤沈下による住民の生活環境への影響を軽減するために、河川水や下水処理水を活用した消雪装置の設置や透水性舗装・雨水浸透マス等の整備を進めます。
- ・市民・事業者との協働を推進するために、環境に関する情報の提供を進めるとともに、環境教育・環境学習を推進します。

(3) 主な供給処理施設整備の方針（生活基盤づくり）

《関連する都市づくりの課題》

- ・既存施設を有効に活用したまちづくりの展開

1) 上水道

- ・より多くの市民がいつでもどこでも安心して安全なおいしい水を利用できるように、水道普及地域の拡大を図ります。
- ・地震発生時の飲料水等を確保するため、配水場や基幹送配水管等の耐震補強を進め、安定供給を図ります。
- ・施設の老朽化に対応するため、更新等を合理的かつ効果的に進めます。

2) 下水道

- ・快適で清潔な市民生活を支えるために、公共下水道事業計画に基づき未整備区域の下水道整備を進めます。
- ・地震発生後の衛生面での安全確保に向け、下水処理場等の基幹施設や重要な管渠の耐震化を推進します。
- ・施設の老朽化に対応するため、延命化措置等を合理的かつ効果的に進めます。
- ・排除方式が合流式の区域では、水質汚濁防止の観点から分流式並みに施設改善を推進します。

3) ガス

- ・地震発生後の二次災害を防止するため、ガス製造設備等の基幹施設及び管路施設の耐震補強を推進します。
- ・低圧ガス導管（本支管）に対する経年管対策として、戦前から使用されてきたガス管や腐食が進行しやすいガス管の更新を着実に実施するとともに、使用者が所有するガス管の更新を併せて進めます。

4) ごみ処理施設

- ・市民の快適な生活環境を向上し、環境に配慮した処理環境を整えるため、クリーンセンターの改築・改良をはじめ、埋立場の延命化、次期最終処分場の確保など、適正なごみ処理と環境負荷を抑えた処理施設の確保を図ります。
- ・ごみ減量の啓発・指導をはじめ、民間リユースの拡大、リサイクルの促進、事業系事業系廃棄物の資源化の促進など、市民、事業者、行政の協働による循環型社会を推進します。

(4) 公共公益施設整備の方針(市民生活を支える施設づくり)

《関連する都市づくりの課題》

- ・高齢者福祉施設の拡充と既成市街地への誘導
- ・生涯学習施設・社会体育施設などの充実

1) 医療・高齢者福祉施設

- ・高齢者の増加や医療・福祉施設の需要動向を見極めながら、高齢者をはじめ市民一人ひとりが健やかに安心して暮らし続けられる環境整備を図ります。
- ・広域型福祉施設について、生活の場にふさわしい生活環境の改善・向上を図ります。
- ・住み慣れた地域で暮らし続けるために、地域に密着した小規模多機能型居宅介護施設をはじめ、認知症の方を対象としたグループホーム等を日常生活圏域ごとに整備します。
- ・特に、日常生活の利便性の高い中心市街地において、施設の積極的な配置を推進します。
- ・多様な医療・福祉サービスを提供するため、高度医療機関や民間医療機関間のネットワーク化、医療機関と老人福祉施設等との連携を推進します。

2) 学校施設

- ・地域の児童・生徒数の変化の状況や校舎の老朽化等に応じて学校施設の改築を進めます。
- ・学校施設は、児童・生徒が1日の大半を過ごす生活の場であると同時に、地域住民等の緊急避難場所の役割を果たすことから、学校建物の耐震性能を確保し、防災対策を促進します。

3) 生涯学習施設の整備、充実

- ・社会の変化に対応できる学習体制の拡充と、市民の多様な学習ニーズに対応した学習機会を提供し、市民一人ひとりの生きがいある暮らしを実現するための支援を行います。
- ・地域活動の拠点として利用され、生涯学習の推進においても重要な役割を担っている地区公民館の整備や機能、学習内容の充実を図ります。
- ・金沢西部図書館(仮称)など市内における図書館の整備、機能拡充を図ります。
- ・生涯スポーツ社会の成熟に合わせて、すべての市民がいつでも、どこでも、いつまでも個人の関心や目的、体力に応じて運動やスポーツに親しめる社会の実現をめざし、施設や制度の整備・充実を図っていきます。

3 4 市民参加・協働のまちづくり方針

《関連する都市づくりの課題》

- ・まちづくり協定など固有のまちづくりルールの普及推進
- ・情報公開の充実などによる市民のまちづくりに対する意識の向上
- ・まちづくりの担い手の育成と多様な市民活動、組織への支援
- ・広見などのコミュニティ空間の保存と活用

まちづくり、都市計画の究極の目標は、市民生活や都市活動が円滑かつ効率的に行えるよう、また、金沢で暮らし働くことが一人一人の誇りとなるよう、きちんとした方向性とルールにより都市全体の発展を促していくことといえます。そのためには、市民自らが金沢を愛し、高い公共意識を持ちつつ自発的な行動を行うことが不可欠となります。そこで、市民と行政が理解し合い、市民参加と協働で進めるまちづくりの実現を目指して、積極的な情報公開、各種制度の導入や支援制度の活用などの取り組みを行っていきます。

1) まちづくりルールの普及

- ・まちづくり条例の主旨に則り、市民参加の促進と市民・事業者・行政の協働のまちづくりを推進していきます。
- ・自らのまちを最も愛しよく知っているのは、そこに住む人々であることから、そのまちを守りよりよいまちづくりを進めるために、住民自らが造るまちづくりルールの普及を支援し促進します。
- ・地区計画やまちづくり協定により設定されたまちづくりルールの遵守と活用を住民とともに推進します。

2) コミュニティ活動の支援

- ・市民のまちづくり活動の基盤を充実させるため、町会組織の充実、独自まちづくり組織の設立、各種ボランティア組織などの体制づくり及び担い手やリーダーの育成を積極的に支援していきます。特に、マンションに関しては、集合住宅コミュニティ条例の主旨に則り、良好なコミュニティ基盤の形成を推進します。
- ・コミュニティ空間条例に則り、市民とともに広見をはじめとする地域コミュニティ空間を次世代に継承し、よりよいコミュニティの活性化するために必要な整備や支援を行います。
- ・地域における住民相互の連帯意識の醸成及び住民によるまちづくりの活性化を図るため、旧町名の復活を推進します。

3) その他市民活動の支援

- ・まちづくりに大学の智恵とエネルギーを注入するために、様々なジャンルにおける大学との連携を深めていきます。
- ・特にまちに活力と斬新な発想を与えるために、学生のまちづくりへの参加を積極的に促進します。
- ・より広い市民の意見をまちづくり反映させ、またまちづくりのリーダーを育てていくために、金沢まちづくり市民研究機構をはじめとする市民との協働を促進します。
- ・ボランティア活動はまちづくりの重要な活力源であり、市民主体のまちづくりを実現する鍵を握っていることから、ボランティア大学の支援や各種NPOの設立支援をはじめとする各種取り組みを推進していきます。
- ・まちづくりは人づくりであるとの考え方に立ち、職人大学や卯辰山工芸工房をはじめとする、専門的な人づくりについても積極的に推進していきます。

4) 市民とともに歩むために

- ・金沢市協働推進条例の主旨に則り、町内会等のコミュニティ活動団体や、ボランティア・NPO等の各種市民団体等で組織する「協働をすすめる市民会議」を中心に、自主的かつ積極的な市民参加と協働によるまちづくりを推進します。
- ・個人情報保護を図りつつ、様々な行政情報や協働に関する企画・立案・実施に関する情報の提供を推進するとともに行政評価システムの充実を図ります。
 - ・パブリックコメント制度の活用・充実を図ります。
 - ・審議会への公募委員の充実を図ります。
 - ・ホームページの活用により、見やすい、調べやすい、分かりやすい情報提供を推進します。
 - ・市民が積極的に市政に参加するために必要な情報公開に努めます。